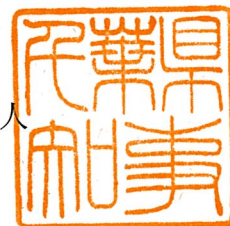


環 第 1 3 2 4 号

令和 7 年 3 月 1 1 日

東金市長 鹿 間 陸 郎 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人



(仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響
評価準備書に対する意見について (通知)

令和 6 年 9 月 6 日付けで送付のあったこのことについて、千葉県環境影響評価条例 (平成 1 0 年千葉県条例第 2 6 号) 第 4 1 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同条例第 2 1 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり通知します。

【担当】

千葉県環境生活部環境政策課
環境影響評価・指導班

TEL : 043-223-4138

FAX : 043-222-8044

(仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響
評価準備書に対する意見

本事業は、東金市、山武市、大網白里市及び九十九里町の3市1町で構成される東金市外三市町清掃組合が設置している環境クリーンセンター（以下「現施設」という。）の老朽化に伴い、別の場所に1日当たりの処理能力が125トンのストーカ方式の廃棄物焼却施設及び粗大ごみ、不燃ごみ等処理するリサイクル施設（以下「本施設」という。）を新たに設置するものである。本施設の構成市町は、現施設の構成市町から山武市を除いた2市1町として計画している。

都市計画対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、山武市境に近い東金市北東部の平地に位置し、樹林地、田、畑等からなっている。事業区域の周辺には、複数の住宅地が存在するほか、教育施設、病院、福祉施設等も存在していることから、本事業の実施に当たっては、生活環境への十分な配慮が必要である。また、事業区域から北東約1キロメートルには国指定天然記念物である「成東・東金食虫植物群落」が存在している。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、本事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入することにより、環境影響をより一層回避又は低減すること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 植物

重要な種であるタコノアシ、ウスゲチョウジタデ及びナガシタバヨウジョウゴケについて、工事の実施により事業区域内に生育する相当数の株等が影響を受ける可能性があることと予測していることから、適切な環境保全措置の実施を検討すること。

(2) 動物

重要な種であるカヤネズミについて、事業区域内で生息が確認されていることから、同種の移動能力が低いことを踏まえ、適切な環境保全措置の実施を検討すること。

（３）廃棄物

工事の実施時に発生する廃棄物について、事業区域内には樹林地が存在していることから、樹林の伐採による廃棄物の発生を含めて予測及び評価すること。

（４）温室効果ガス等

温室効果ガスの排出量の予測について、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和６年４月環境省）等の最新資料に基づき、改めて予測及び評価すること。

３ その他

（１）事業の実施に当たっては、関係自治体や周辺住民に対し、積極的に情報提供を行うとともに、丁寧に説明を行うこと。

（２）評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法で公表する際には、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

<留意事項>

事業区域及びその周辺において、地中の天然ガスが地表面に湧出する現象が確認されていることから、工事の実施及び施設の稼働に当たっては、天然ガスの湧出箇所の偏在や湧出量の時間変動があることを踏まえ、ガス検知装置や強制排出装置等の導入を検討し、事故の防止に万全を期すこと。